

○おいらせ町条件付き一般競争入札事務取扱要領

令和元年9月1日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札に関し、おいらせ町財務規則（平成18年おいらせ町規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札に付することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、おいらせ町競争入札参加資格審査及び業者選定等に関する規則（平成18年おいらせ町規則第53号。以下「入札等規則」という。）に規定するおいらせ町競争入札適正執行委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

- (1) 設計金額が130万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が130万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が130万円以上の電気工事
- (4) 設計金額が130万円以上の管工事
- (5) 設計金額が130万円以上の解体工事
- (6) その他町長が条件付き一般競争入札の実施が必要と認めたもの

2 前項の規定に関わらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の規定により、町長が特に必要と認める場合は、指名競争入札によることができる。

(入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみを入札
- (2) 共同企業体のみを入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前項第2号又は第3号の入札を行う場合の入札参加形態の決定は、委員会の審議を経たうえで行うものとする。

(入札参加資格の要件)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設工事の場合にあっては、当該工事に対応する工種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ有効期限を経過していないこと。
- (4) 対象工事ごとに定める業種について、入札等規則第3条の規定に基づき、おいらせ町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) おいらせ町競争入札参加資格業者指名停止要領（平成29年おいらせ町告示第49号）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (7) その他対象工事ごとに定める事項を満たしていること。

（公告）

第5条 町長は、対象工事を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の規定による公告は、おいらせ町のホームページへの掲載及び庁舎掲示板への掲示により行うものとする。

（入札参加申請）

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該公告で指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
- (2) 配置予定技術者調書（様式第2号）
- (3) 工事实績調書（様式第3号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入札後において予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めた場合に落札決定する入札方法（以下「事後審査方式」という。）による入札にあっては、条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（様式第4号）を当該公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、結果を条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、町長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求をした者に入札参加資格があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第8条 町長は、前条第1項又は第3項の規定により条件付き一般競争入札に係る入札参加資格を有するときはれた者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第9条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することができない。

（設計図書）

第10条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 設計図書の確認後は、設計縦覧確認書兼質疑応答書を当該公告で定める提出期限までに提出しなければならない。
- 3 提出された設計縦覧確認書兼質疑応答書に記載されている質疑事項に対する回答は、当該公告で定める回答期限日までにおいらせ町のホームページへの掲載及び庁舎掲示板への掲示により周知するものとする。

（入札の執行）

第11条 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。ただし、当該入札の対象工事が、おいらせ町入札予定価格事前公表事務取扱要領（平成18年おいらせ町告示第19号）の規定に基づき予定価格を事前公表するものである場合の執行回数は、1回とする。

- 2 入札に参加する者は、入札書と併せて積算内訳書を提出しなければならない。ただし、再度入札の際は、内訳書の提出を要しないこととすることができる。
- 3 前項の入札書と積算内訳書の金額が一致しない等、入札書類に不備がある場合は無効とする。
- 4 最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（事後審査方式における落札候補者の決定）

第12条 事後審査方式による入札にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（おいらせ町最低制限価格制度運用規程（平成25年おいらせ町告示第5号）に規定する最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未滿の入札をした者を、おいらせ町低入札価格調査制度運用規程（平成25年おいらせ町告示第4号）第2条第2項に規定する調査基準価格を定めている場合にあつては、同規程第9条に規定する数値的判断基準による判定により失格となったものを除く。）を落札候補者とし、入札価格の低い順に次順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定し、後日落札決定する旨の宣言をして、落札を保留するものとする。

- 2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（事後審査方式における入札参加資格確認書類の提出）

第13条 事後審査方式による入札にあつては、落札候補者は、入札終了後、条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（様式第6号）及び第6条第1項各号に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）を当該公告に定める提出期限日までに、町長に提出しなければならない。

- 2 提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。
- 3 落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

（事後審査方式における入札参加資格の確認）

第14条 町長は、前条第1項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、落札決定（落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、おいらせ町低入札価格調査制度運用規程第9条第2項に規定する低入札価格調査対象者）とし、入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の行った入札は無

効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の確認は行わないものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して3日以内に行うものとする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りではない。

(入札参加資格を有しないと認められた者に対する通知等)

第15条 町長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格を有しないと認められた者に対して、条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、町長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

- 3 町長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の無効)

第16条 確認申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき、その他、条件付き一般競争入札への参加が著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(その他)

第17条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月1日から施行する。

(おいらせ町条件付き一般競争入札実施要領)

- 2 おいらせ町条件付き一般競争入札実施要領(平成26年おいらせ町告示第13号)は、廃止する。

附 則(令和3年1月29日告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月21日告示第17号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月5日告示第68号)

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和5年4月28日告示第63号)

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第35号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。